

伊賀市危機管理大綱

平成21年 3 月

伊 賀 市

はじめに

近年、国内で発生するおそれのある危機は、風水害や地震などの自然災害に留まらず、大規模な火災・爆発・大規模停電・放射性物質の漏洩などの事故、テロ災害・公共施設への不審者侵入殺傷事件などの重大事件、新型インフルエンザ問題・集団食中毒などの健康危機、発見当初に原因不明な事象など、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきました。

このようなことから、当市においては「危機管理」を具体的に推進していくため、想定される危機に対して、各部署の事務事業執行上発生するおそれのあるリスクの把握、それに対応する事前計画の策定や危機発生時の対応等を示した「伊賀市危機管理大綱」を策定いたしました。

市職員の皆さんは、平常時でも事務を執行する上でのリスクを常に念頭におき、いざという時には、事前に準備した行動計画により、迅速な対応を行い、市民の安全と安心を確保することを、私たちの重要な使命であることを認識し、「危機管理」に努めてもらうようお願いいたします。

平成21年3月

伊賀市長 内 保 博 仁

目次

第1	総則	1
1	目的	1
2	定義	1
3	危機管理大綱の目指すもの	2
4	危機管理体制の基本方針	2
第2	市の責務	3
1	基本的責務	3
2	計画と実施	3
3	市職員の責務	3
第3	協力	4
1	市民の協力	4
2	事業者の協力	4
第4	危機管理体制	5
1	事前対策	5
2	応急対策	7
3	事後対策	7
参 考		9

第 1 総則

1 目的

この大綱は、伊賀市における危機管理の基本的な方針と基本的な事項及び枠組みを定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全の確保と円滑な市組織の運営に資することを目的とします。

2 定義

(1) 対象となる危機

危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある事案及び市民生活の安定を維持するため、広く市民に伝えるべき事案で緊急に対処する必要があるものをいいます。

この大綱においては、これを「自然災害等」、「武力攻撃事態等・緊急対処事態」及び「事件、事故等の危機事案」の三つに分けて定義します。

ア 自然災害等

自然災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいいます。

イ 武力攻撃事態等・緊急対処事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」並びに第25条で定められている「緊急対処事態」等をいいます。

ウ 事件、事故等の危機事案

事件、事故等の危機事案とは、自然災害等や武力攻撃事態等・緊急対処事態などを除いたテロ、感染症、環境汚染などの危機をいいます。

(2) 危機管理

危機管理とは、危機の発生を未然に防ぐための事前対策、万が一危機が発生した場合の被害拡大防止のための応急対策及び被災後の市民生活の安定を図るための復旧対策など、これら諸施策を総合的に推進することをいいます。

(3) 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルとは、危機管理を円滑かつ適切に実施するため、組織単位から個人単位に至るまで必要な対応をまとめた手順書をいいます。

3 危機管理大綱の目指すもの

(1) 全庁的な危機管理体制の構築と危機管理の適切な対応による被害の最小化に努めます。

(2) 備えのできていない危機について必要な対策を講じます。

(3) 危機管理意識の高揚及び危機管理能力の改善のための研修や訓練を実施します。

(4) 訓練等をとおして、改善個所を洗い出し、それを反映させて関係計画や危機管理マニュアル等の整備を行います。

4 危機管理体制の基本方針

平常時、緊急時、収束時の体制は、「第4 危機管理体制」の事前対策、応急対策、事後対策によります。

第2 市の責務

1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する責務を有します。

2 計画と実施

市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの大綱に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要なマニュアル等を定め、これを実施する責務を有します。

3 市職員の責務

市職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対応する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有します。

第3 協力

1 市民の協力

- (1) 市民は、平常時から様々な危機に備えるために危機管理に関する知識・技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、その他危機に備えるための手段を講ずるよう努めるものとします。
- (2) 市民は、危機などに対する訓練等に参加することで、危機に際しての自発的な活動などを実施できるよう努めるものとします。
- (3) 市民は、相互に連携を図るとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。

2 事業者の協力

事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。

事業者は、地域社会の一構成員として積極的に市民、地域の防災組織等と相互に連携・協力するよう努めるものとします。

第4 危機管理体制

1 事前対策

事前対策では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努めます。

(1) 各計画の策定

市は、この大綱の目的を達成するため、次の3計画を大綱に沿って策定します。

また、これらの計画に基づく各事案に対処するためのマニュアルを策定するなど、危機管理能力の向上を図るものとします。

なお、これらの計画については、常に見直しを実施し、必要に応じて改訂を行うものとします。

ア 地域防災計画

地震、風水害などの自然災害及び大規模火災、危険物災害、航空機・鉄道・道路災害などの大規模事故災害等の危機については、伊賀市地域防災計画に基づいて対策を実施し、具体的な危機管理マニュアルは、同計画に基づいて作成します。

「伊賀市地域防災計画」は、災害対策基本法の規定に基づき、伊賀市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「伊賀市防災会議」が策定する計画であり、災害の種類に応じて「風水害等対策編」、「震災対策編」に区分し、本編と資料編で構成しています。

イ 国民の保護に関する計画

武力攻撃事態などの危機については、伊賀市国民保護計画に基づいて対策を実施し、具体的な危機管理マニュアルは、同計画に基づいて作成します。

「伊賀市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び「三重県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態などに備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画で、「伊賀市国民保護協議会」に諮問した上で策定します。

ウ 危機管理基本計画

危機事案(災害や武力攻撃事態などを除いたテロ、感染症など)の危機については、伊賀市危機管理基本計画に基づいて対策を実施し、具体的な危機管理マニュアルは、同計画に基づいて作成します。

「伊賀市危機管理基本計画」は、この大綱に基づき、テロ、感染症、環境汚染など、緊急事態の危機に対処するための計画として、「伊賀市危機管理推進会議」で策定します。

エ 危機管理マニュアル（個別マニュアル）の作成

① 各部（室、局、支所）（以下「部等」という。）等は、所管する危機の種別毎に危機管理マニュアルを作成します。

② 危機管理マニュアルは、関係部等、関係機関等と協議し作成します。

（2）大綱、危機管理に関する計画及び危機管理マニュアルの関係

伊賀市の危機管理の基本方針や基本的な枠組みをこの大綱で示しています。

各計画（地域防災計画・国民保護計画・危機管理基本計画）は、この大綱に基づき、危機管理マニュアルは、各計画に基づいたものです。

各計画は危機の種別毎の危機管理を総合的かつ計画的に行うものであり、危機管理マニュアルは、関係者の対応手順をまとめたものです。

（3）危機に関する調査・研究

各部等は、平常時から危機管理に関する要因・危険度・被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減などの対策に反映するものとします。

（4）点検・確認の実施

各部等は、所管業務や情報連絡及び応急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努めます。

（5）訓練・研修への取組み

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画・立案し、積極的に取り組んでいきます。

また、訓練・研修には、市民、事業者、関係機関等との連携・協力を重点を置き、訓練後の検証も実施して十分な効果を発揮できるよう努めます。

（6）関係機関等との連携強化

危機発生時に、迅速かつ確かな応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努めます。

（7）ボランティア団体等との協力体制の確立

危機発生時に、ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づくりを推進します。

（8）市民への情報提供

市民と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、危機管理に関する知識・技術をはじめ、危機に関する調査・研究の成果などの情報も積極的に提供し、市民と情報を共有していきます。

2 応急対策

危機発生時には、被害や影響を最小限に抑えるための応急対策を実施します。

応急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収拾するため、最善を尽くします。

(1) 危機発生時の組織体制

危機発生時には、直ちに所管部等が必要な体制を執り、機動的かつ横断的に対応します。

危機の規模や被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、危機対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行います。

(2) 活動方針の決定

危機発生時には、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決定します。また、これを周知徹底し、確実に応急対策を実施します。

(3) 関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限に抑えるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急活動・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾します。

(4) 自衛隊等への応援要請

危機発生時には、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続きをもって、自衛隊、他の地方公共団体等から速やかな応援が得られるよう努めます。

(5) 市民への情報提供

危機発生時には、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報は、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供します。また、情報内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるよう努めます。

3 事後対策

事後対策では、危機の収拾後には、市民生活の回復を図るため、被害者等の支援などを実施します。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努めます。

(1) 市民生活の安定・復旧

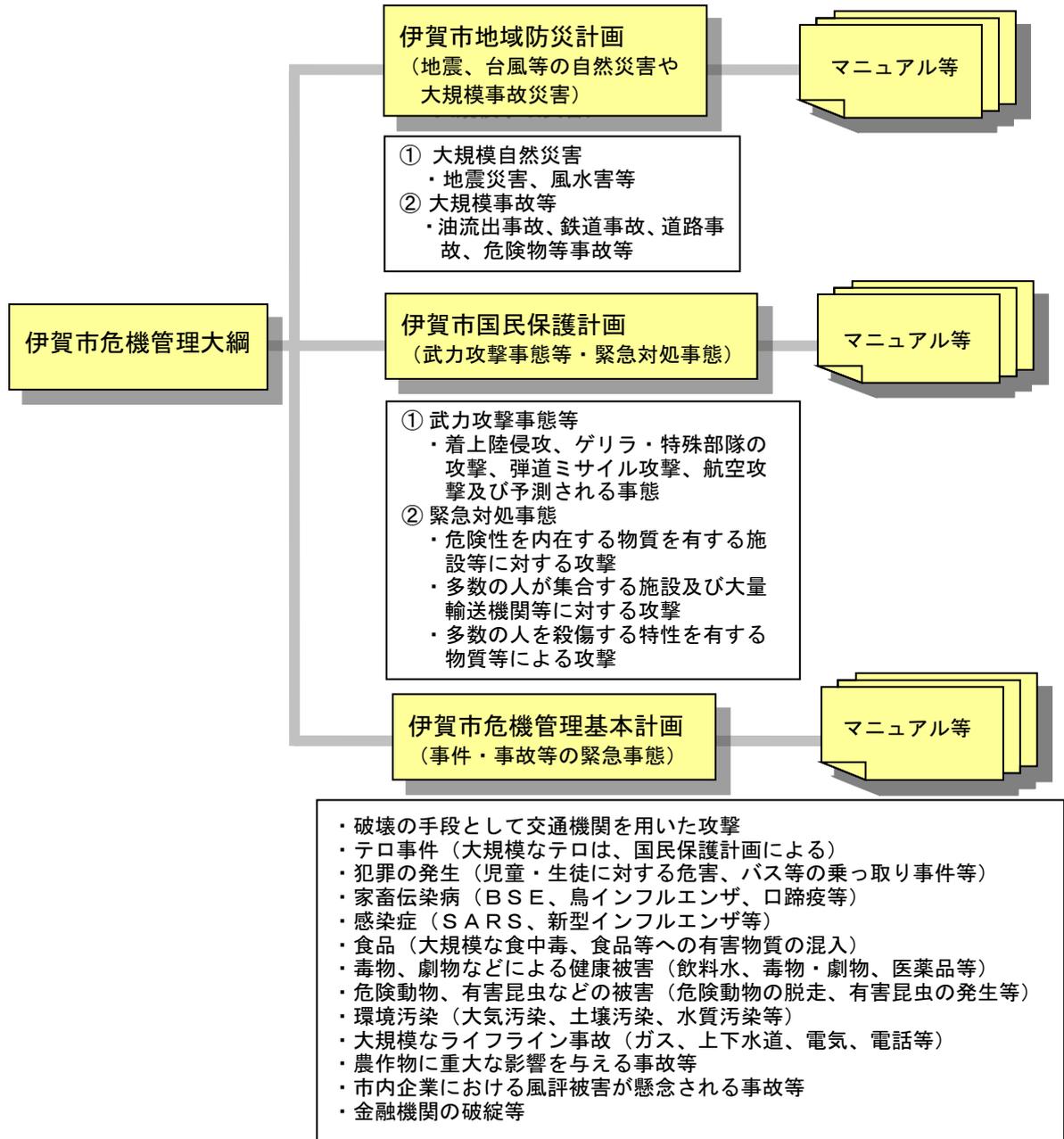
危機の収拾後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被害者等の生活援護、地域経済の復旧支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復旧の促進に努めます。

(2) 点検・検証

危機の収拾後には、危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にして、計画やマニュアルにこの検証結果を反映させます。

【参考】

- 大綱を構成する計画等（第1関係）



○ 会議と計画（第1関係）

